**※ 登録電気工事業者の更新登録申請に必要な書類** 　提出部数：各１部（郵送可）

（電気工事業法第3条第3項、同法施行規則第2条第1項及び第2項）

 　登録の有効期間は５年です。有効期限後も引き続き電気工事業を営もうとするときは、更新登録を受けなければなりません。有効期限が切れてしまった後は、更新登録申請はできませんので、下記までお問い合わせください。（※有効期限が切れた場合は新規の登録申請が必要です。）

１　提 出 先　　　登録証の交付を受けた総合振興局(振興局)　【旧支庁】

２　提出期限 登録有効期間内（期限満了日の１ヶ月位前）

 ○郵送及び連絡先

 〒０８０－８５８８ 帯広市東３条南３丁目

 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（保安・エネルギー）

 ＴＥＬ：０１５５－２６－９０４５（直通）

 ＦＡＸ：０１５５－２５－７７５６

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書　　　　類　　　　名 | 個人 | 法人 | 留　意　事　項 |
| １　登録電気工事業者登録申請書 | ○ | ○ |  登録簿に登載しますので、正確に |
| ２　登録申請者の誓約書（法人用） |  | ○ |  |
| ２　登録申請者の誓約書（個人用） | ○ |  |
| ３　主任電気工事士の誓約書 | ○ | ○ | 申請者本人、又は申請法人の役員が主任電気工事士になるときは不要です。 |
| ４　主任電気工事士の雇用証明書 | ○ | ○ |
| ５　登 記 簿 謄 本 |  | ○ | 　履歴事項全部証明書が必要です。 |
| ６　登録電気工事業者登録証の原本 | ○ | ○ | 　現在交付されている登録証を添付すること。 |
| ７　備 付 器 具 調 書 | ○ | ○ | 　継電気試験装置及び絶縁耐力試験装置を借受けて使用する場合は、契約書の写しを添付すること。 |
| ８　営業所位置図 | ○ | ○ |  最寄りの施設(駅、バス停、公立小中学校)と営業所のルートを朱書きし、距離も記入すること。 |
| ９ 店舗見取図 | ○ | ○ |  平面図には寸法を記入すること。 |
| 10　申 請 手 数 料 | ○ | ○ |  北海道収入証紙 １２,０００円（北海道経済部手数料条例 平成12年3月29日条例15号）※別記第1号様式にちょう付して下さい。 |

様式第２(第２条)

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 　　 年　　月　　日 |
| ×登録番号 |  |

登録電気工事業者更新登録申請書

　　　 　　年 　　月 　　日

北海道十勝総合振興局長　　　　　　　　　様

〒

住　　　　所

氏名又は名称

法人にあたっては

代表者の氏名

電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第３条第３項の登録を受けたいので、同法第４条第１項の規定により次のとおり申請します。

１　現在の登録の年月日及び登録番号

　　　　　　 年　　 月　　 日　　　北海道知事登録（十勝）第　　　　　　　　　　号

２　営業所等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | 所在の場所 | 電気工事の種類 | 主任電気工事士等の氏名 | 電気工事士免状の種類及び交付番号 |
|  |  |  |  |  |

３　法人にあたっては、その役員の氏名

 (備考) １　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

　　　　３　電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。

　　　　４　主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては、※印を付すること。

　　　　５　自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の絵欄には記載することは要しない。

別記第１号様式

|  |
| --- |
| 収入証紙ちょう付用紙 |
| ちょう付欄 |  |
|  事　項 |  １　手数料の名称 　登録電気工事業者更新登録申請 ２　ちょう付金額 １２，０００ 円  ３ その他の事項 |

 　　　　 年 　　月 　　日申請

 住 所

 申請者　　名 称

 氏 名(代表者)

備考　1　北海道収入証紙は、重ねて貼り付けないこと。

　　　2　北海道収入証紙は、紙面と彩紋とにかけて消印すること。

〔添付書類〕施行規則２－２－１（法人用）

誓　　　　　　約　　　　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者等　名　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する

法律第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であるこ

とを誓約いたします。

〔添付書類〕施行規則２－２－１（個人用）

誓　　　　　　約　　　　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　年　　月　　日

　　北海道十勝総合振興局長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

 　申請者等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項

第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約いたし

ます。

〔添付書類〕施行規則２－２－２

誓　　　　　　約　　　　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名または名称

 　申請者等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあつては

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名 　　印

　下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の

適正化に関する法律第６条第１項第１号から第４号までに該当

しない者であることを誓約いたします。

 記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | 主任電気工事士等の氏名 | 電気工事士免状の種類及び交付番号 |
|  |  |  |

〔添付書類〕施行規則２－２－３

雇　用　証　明　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名または名称

 　申請者等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあつては

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名 印

　下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたしま

す。

 記

|  |  |
| --- | --- |
| 主任電気工事士の氏名 |  |
| 住所 |  |
| 生年月日･年令 | 　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　満　　　才　　 |
| 雇用年月日 |  |

〔添付書類〕法第２４条・施行規則第１１条

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自家用電気工事の業務を行う営業所）

 備　　付　　器　　具　　調　　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 器　具　名 | 製造年月 | 製造業者名 | 台数 | 備　　　　　考 |
| (1)　絶縁抵抗計 |  |  |  |  |
| (2)　接地抵抗計 |  |  |  |  |
| (3)　抵抗及び交流電圧　　　を測定することが　　　できる回路計 |  |  |  |  |
| (4)　低圧検電器 |  |  |  |  |
| (5)　高圧検電器 |  |  |  |  |
| (6)　継電器試験装置　　（自己所有でなくて　　　もよい） |  |  |  |  |
| (7)　絶縁耐力試験装置　　（自己所有でなくて　　　もよい） |  |  |  |  |

（注）１　一般用電気工事のみの業務を行う営業所は、(1)から(3)までの器具が必要である。

　　　２　一般用電気工事及び自家用電気工事を行う営業所は、すべての器具が必要であるが、(6)と(7)の器具を自己所有しない場合には、備考欄に「○○から借用」と明記し、借り受けする者との賃貸契約書等の写しを添付すること。

試験機器の賃貸契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、甲という。）と

（以下、乙という。）との間に、甲が必要とする都度、乙の試験機器貸出しについて次のとおり契約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 試験機器名料　　　金契約期間その他 | 「電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則」（昭和45年10月30日、通商産業省令第103号）第11条に定められた器具のうち、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」乙の定めた「手数料細則」による。　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日までとする。この契約に関して疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。 |

　上記のとおり契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が各1通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　甲

　　　　乙

〔添付書類〕

営　　業　　所　　位　　置　　図

|  |
| --- |
| 　 最寄りの駅・バス停・学校等から営業所までの道順　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　注）　営業所の周辺にある駅、バス停、学校等が入っている住宅地図（コピー）を貼りつけても良い。

なお、道順は朱書きし、その距離を記載すること。

〔添付書類〕

 店　　舖　　見　　取　　図

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　店舗使用者

|  |
| --- |
| １．平　面　図２．正面図・側面図  |

（備考）１　平面図にあっては、店舗と住居との区分を明確にし、それぞれの寸法を明記するとともに

店舗分を朱書きすること。

　　　　２　正面図・側面図にあっては、別添図面として添付するか、またはそれらがわかる写真を添付

してもよい。